

管内豚飼養施設の豚熱疑似患畜発生事例

湘南家畜保健衛生所

奥田 遥 池田 知美
飯島 智大 塚 歩知
田口 正 近田 邦利
荒木 尚登

はじめに

令和3年12月25日、県内豚飼養施設（以下、施設）で飼養する豚が疑似患畜となった。施設は、平時より他県から豚を導入し、少頭数規模で飼養している。今回、導入元の他県農場で豚熱の発生があったことから、12月22日に導入していた豚5頭が疑似患畜となり、防疫措置を行った。当初は、殺処分、汚染物品の処分および消毒等の防疫措置を県が実施する予定であったが、施設と協議のうえ、家畜の所有者たる施設自らが実施することになり、その結果、県実施の防疫措置とは異なる対応をすることとなった。本事例における経過と防疫措置の内容、また、そこから発生した課題とその対応について報告する。

防疫措置の概要

1 施設の概要

施設は、他県農場から約35kg程度の豚を導入し、外部から隔離された屋内で一定期間飼養した後、安楽殺している。死体は密閉容器に格納後、感染性廃棄物として県外の産業廃棄物運搬業者（以下、運搬業者）へ委託し、産業廃棄物処理業者（以下、産廃業者）で焼却処分している。

2 発生の経過

令和3年12月25日、導入元の他県農場で豚熱が発生した。施設では12月22日に、発生農場から豚5頭を導入していたため、この5頭は疑似患畜となり殺処分を行うこととなった。疑似患畜と

隔離して飼養されていた豚4頭は、国との協議の結果、疫学関連家畜として移動を制限し、死亡頭数等について報告徴求を行うこととなった。

3 防疫措置開始まで

12月24日金曜日21時頃、他県畜産主務課より、豚熱疑い農場から本県へ豚が出荷され、疑似患畜になる可能性がある旨情報提供があった。施設の緊急連絡先へ連絡をしたところ、24日中に連絡を取ることができず、翌日25日早朝に連絡を取ることができた。導入状況と異状の有無を確認し、その後、家保職員2名が施設へ立入り、臨床検査と今後の対応についての説明を行った。施設との協議の結果、家畜の飼養者たる施設自ら防疫措置を実施し、県はその助言指導を行うこととなった。同日19時、疑似患畜確定後、施設が防疫措置を開始した。

4 防疫措置の流れ

疑似患畜確定後、19時より殺処分を開始した。約40kgの豚5頭を約50分で殺処分し、その後40分で死体を解体し密閉容器へ格納。同時に実施した汚染物品の回収・格納に約80分、飼育室および解剖室の清掃・消毒に約160分を要し、約4時間で防疫措置が完了した(図1)。防疫措置は、施設の獣医師1名と家保職員4名で行った。

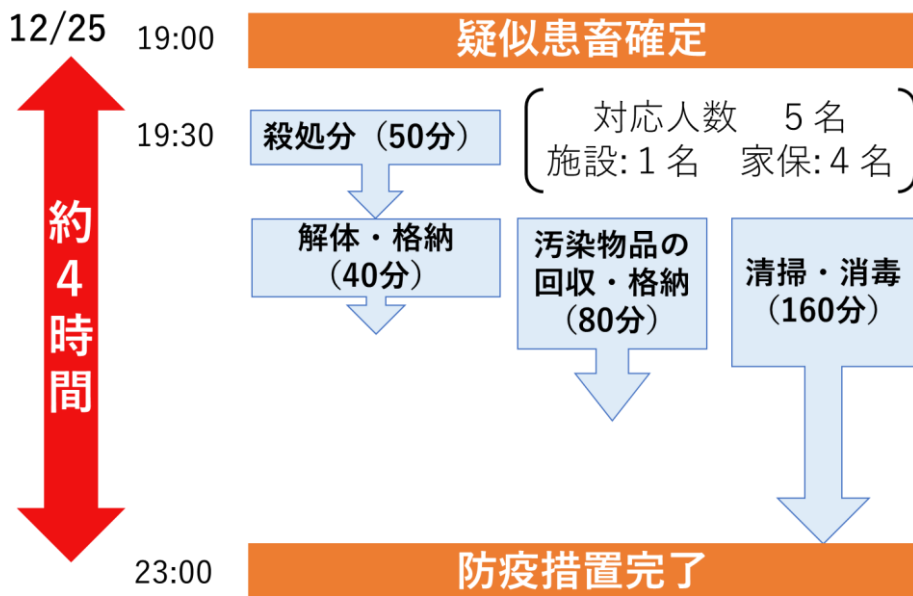


図1 防疫措置の流れ

(1) 殺処分

殺処分は、施設の内部規定に従い、表 1 の薬剤を用いて施設の獣医師が実施した。

表 1 殺処分に使用した薬剤

殺処分工程	使用薬剤
鎮静	塩酸メデトミジン ミダゾラム
麻酔	チアミラールNa
心停止	塩化カリウム

(2) 死体・汚染物品の格納

殺処分後、死体を飼育室から解剖室へ搬入し、頭部、四肢および胴体に解体し、2重にしたビニール袋に詰め、たうえで密閉容器へ格納した。死体の他、飼料や糞便等の汚染物品も格納し、使用した密閉容器の数は表 2 のとおりとなった。なお、格納重量は、施設が通常、豚の死体を処分する時と同様に密閉容器 1 個あたり 20 kg 以下とした。

表 2 死体・汚染物品の格納に使用した密閉容器数

内容	使用数
豚 5 頭 (40kg/頭)	70L密閉容器 9 個 (20kg/個)
汚染物品 (飼料・糞便)	50L密閉容器 6 個 (20kg/個)

(3) 清掃・消毒

飼育室および解剖室の清掃と消毒を実施。施設所有の電動噴霧器およびジョーロを用いて、次亜塩素酸ナトリウムで消毒した。清掃と消毒の終了をもって、防疫措置完了となった。防疫措置終了後も、家保職員立ち合いのもと、1 週間隔で 3 回消毒を実施した。

防疫措置完了後の対応

1 死体・汚染物品の搬出

施設では平時より、感染性廃棄物の収集運搬および処理をそれぞれ県外の業者へ委託しており、施設が排出した感染性廃棄物は、県外の焼却場で焼却されている（図2）。

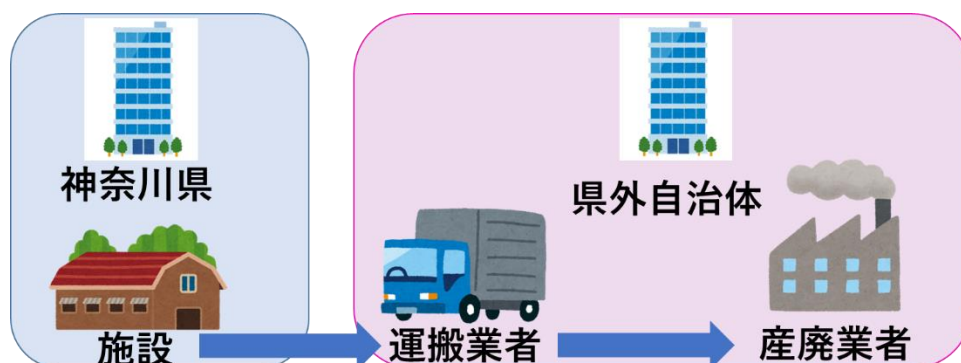


図2 平時の死体搬出の流れ

本事例では、施設自らが死体および汚染物品の処理を行うため、内部規定に従い、平時の処理方法を取る事となった。施設が25日に防疫措置を完了させた後、県は26日より県外自治体との調整を開始したが、休日であったこと等から、調整が難航した。その後、業者との調整を開始したが、県外の産廃業者は、25日から年末年始の休日体制に入っており、こちらも連絡調整が難航した。

27日に業者との調整を終え、施設が移動許可申請書を県外自治体へ提出、移動許可が下り、28日に搬出が行われることとなった。最終的に調整には約2日かかった。

今回、県外へ死体・汚染物品を搬出するにあたり、受け入れ先の自治体の規則やそこでの内部調整のため、搬出のハードルが高く、調整が難航した。しかし、搬出する物が少なかったことや、従来利用している運搬業者、産廃業者および受け入れ先の自治体の協力があり、無事搬出と処分を行うことができた。

2 疫学関連家畜

疫学関連家畜4頭については、12月25日より移動制限と死亡状況等についての報告徴求を行った。防疫措置完了から28日を経過した後に行う検査で陰性を確認し、1月23日以降に移動制限が解除される予定だったが、施設の意向により、検査実施前に安楽殺を実施した。1月21日までに疫学関連家畜全頭の安楽殺が終了し、22日に移動制限が解除となった。その後、環境検査で陰性を確認し、令和3年2月3日より豚の導入を再開した。

本事例で発生した課題と対応

1 連絡体制

今回、発生日が年末近い日曜日で、夜間に対応が始まったこともあり、施設の担当者と迅速に連絡を取ることが難しかった。また、産廃業者は25日より年末年始の休日体制に入っていたため、連絡を取ることや死体および汚染物品を焼却処分することについての調整に時間を要した。

この対応として、施設と豚熱に対する危機意識の共有を図り、複数の緊急連絡先の確保を行った。

2 防疫計画の変更

当初、県が防疫措置を実施する計画をしていたが、今回の事例では、家畜伝染病予防法の趣旨に沿って家畜の所有者たる施設自らが防疫措置を実施した。そのため、施設の内部規定を考慮した防疫措置を取る必要があり、処分方法が当初の計画では埋却となっていたものが、急遽焼却処分となる等、計画に変更が生じた。

この対応として、一連の対応終了後、施設を訪問し、担当者を交えて改めて防疫計画を、現実に則したものになるよう見直した。また、他の施設や農場についても同様に、担当者や飼養者を交えて、防疫計画を再確認している。

まとめと今後の対応

今回の事例では、豚熱疑似患畜5頭に対する防疫措置を家畜の所有者たる施設自ら行い、約4時間で完了した。施設自らが防疫措置を行うため、施設の内部規定に従った防疫措置を行うこととなり、県主体の防疫措置とは異なる対応をする必要があった。当初の防疫計画から急遽変更になったことで、調整等に時間を要した。また、レンダリング処理や埋却を行わず、死体を密閉容器に入れて焼却するという処分方法を行った。このことは、少頭数規模の施設での今後の防疫対応として、大変有用な事例であった。

今回の事例で得た経験を踏まえ、他の施設や農場についても実際に訪問し、豚熱に対する危機意識の共有と、担当者や飼養者を交えた防疫計画の見直しを行っているところである。迅速な防疫措置を行うべく、引き続き、都度見直しを行い、実効性のある連絡体制と防疫計画の構築を目指す。